

戦後日本資本主義と

林業・山村問題の展開構造

奥地正

一 戦後林業・山村問題の基点

わが国の林野は総面積二五三〇万ヘクタール、国土面積の六八%を占め、都市および農村の広大な後背地をなしているが、その所有の現状は国公有・私的大山林所有者に総面積の過半が集中しており、農民的土地所有としての耕地は山村地帯ではことに少なく、林地もまた零細である。いま林野面積の内訳をみると、国有八一〇万(三%)、公有二六〇万(一%)、私有一四六〇万(五八%)各ヘクタール。このうち私有林の大宗をなす林家(総数約二五七万戸)および会社(同一万四〇〇社)についてみると(七〇年センサス)、経営規模一〇〇ヘクタール以上の大山林所有「林家」は約三二〇〇戸(うち五〇〇ヘクタール以上の巨大山林所有は二七二家族、同じく一〇〇ヘクタール以上の会社は約六〇〇社(うち五〇〇ヘクタール以上は紙・パルプなど二二二社)、これら総数の〇・一%にすぎない大山林所有者が総面積の二三%を占めている。他方、二五七万林家の九〇%までは五ヘクタール未満の零細所有者であり(面積比は三〇%)、そのほとんどが農民であり、また山村労働者である。

このような林野所有の骨格は、いうまでもなく明治初期の「日本型エンクロジュア」を歴史的起点として昭和戦前期まで国家的土地所有（国有林・御料林・公有林）・地主的土地所有・農民的土地所有として形成されてきたものであるが、明治後期以降は台湾・樺太・朝鮮を含めて国家的土地所有が大きな比重を形成し、「地主的土地所有の重要な支柱的位置を占め、農民に対する経済外強制の物質的基礎をなし」⁽¹⁾てきた。

林野における半封建制は、耕地のそれとは異なって「寄生地主形態のそれと地主経営的な形態の半封建的土地所有制度が入りまじり、資本主義経済の発展とともに地主経営的な形態が次第に数を増す」⁽²⁾形で展開してきたが、この二形態のうち地主経営は国有林経営および一部の大山林地主における用材林経営として、また寄生地主的林野所有は民有林における薪炭生産をめぐる薪炭原木の授受¹¹地主・小作関係として展開した。

国有林における地主経営は、国家的土地所有の確立を基盤とし、いわゆる特別経営事業の開始（一八九九年）を画期として形成され、第一次大戦期を通じて確立された。国有林はすでに土地官民有区分の直後から農民の入会慣行を排除してきたが、しかし一方では農民の抵抗を鎮撫すべく薪炭材の慣行特売・委託林・部分林など国有林野の地元利用制度を恩恵的に設け、他方では農民に国有林の保護義務・造林事業への出役義務を賦課し、そのための地元部落組織として愛林団・薪炭生産組合・森林労働組合などの部落組合を組織させ、これを基盤として国有林の経営を展開した。これとともに官行斫伐事業では幕藩期以来の封建的労働組織を再編しつつ功頭制度・庄屋制度・杣頭制度などの組頭制度が形成された。こうして戦前期の国有林業は、植民地ではパルプ原木の略奪的生産を展開しつつ、内地では軍需用材をはじめとする産業用構造材・長大材の産出を中心に日本帝国主義の原木需要の基幹部分を担ってきた。また私有林大山林地主にあっては、耕地における寄生地主制と結びつきつつ、

焼畑・採草・放牧・薪炭など林野利用をめぐる地主・小作関係を基盤として賦役的労働を調達・組織し、これによって用材林経営を展開し、主として一般建築用短小材の産出を担ってきた。

戦前期の林業は、用材生産がその比重を高めつつあったとはいえ、なお薪炭材生産が支配的であり(一九三五年の国有林・民有林を合わせた伐採材積は五七七〇万立米、うち用材三二%、薪炭材六八%)、民有林においては圧倒的な比重を占めていた。このうち用材については一般建築用が、薪炭材については家庭燃料用が各々大宗をなしたことはいうまでもないが、しかし用材の一部は鉱山用坑木・鉄道用枕木・電柱・船舶・橋梁・包装函などに、薪炭材の一部は塗業・醸造業・繊維工業・金属工業・化学工業などの産業用燃料として使用され、こうして「主要林産物は、繊維と軽工業を基軸とする当時の産業構造にとって構造材としての鉄と、エネルギー源としての石炭の各々を補充するものとして……重要な位置を占めていた」⁽³⁾。

幕藩期にすでに商品化していた木炭の生産は、明治初期から昭和戦前期まで日本資本主義の発展とともに大きく発展した。その生産構造は、明治後期には東北地方を中心に主として商人資本が焼子(「債務奴隷的生産者」)を用いて行なう大型事業製炭が台頭したが、第一次大戦後の戦後恐慌を契機として養蚕にかわる商品生産として木炭生産が全国山村に拡大し、事業製炭にかわって木炭生産農民を基盤とし、これに高利貸的に寄生する形態の「仕出し製炭」(「問屋制自営製炭」)が展開した。こうして事業製炭が分解し、自営製炭農民が広範に形成されてくるが、もとよりそれは独立自営農民ではありえない。それが原木資金などを問屋から前借りし、木炭の納入によって償還する場合に前期的収奪を受けることは勿論であるが、原木の購入(「地代の支払」)においてもさまざまな共同体的規制や林業労働への出役義務などを山林地主から課されており、その性格は寄生地主制下の「隷農的自

「営製炭者」といわれるものであった。⁽⁴⁾

戦前期の林業は以上のように、国有林Ⅱ地主経営による造林・用材生産を基軸とし、民有林における薪炭生産Ⅱ寄生地主的所有・生産構造を基盤として、総じて造林・用材生産化の方向を指向しつつ展開した。

第二次大戦の敗戦による日本帝国主義の崩壊は、林業・山村にも激甚な変化をもたらした。まず植民地林業の喪失(戦前期の四六〇〇万ヘクタール余の林野面積は国有林を中心にその四六%を失った)は、日本資本主義の原木基盤を一挙に圧縮したが、敗戦後は建築材・炭鉱用坑木など復興材需要が激増する一方、戦時期の大量伐採と造林放棄によって森林資源の荒廃はその極に瀕していた。こうして戦後林政は、林政統一(旧内地国有林・御料林・北海道国有林の統合)と国有林野事業特別会計制度の創設(一九四七年)によって国有林経営再建の軌道をしく一方、民有林に対しては新森林法(五一年)によって全森林を対象とする森林計画を編成し、山林地主に対しては造林義務と伐採制限を課するとともに森林組合を通じて強力な造林助成策をとり、山林地主の経済的利益を擁護しつつ森林資源の復旧策を推進した。

このような中で四〇年代後半に実施された農地改革をはじめとする経済民主化政策は、林業・山村にも激甚な影響をおよぼした。農地改革は林野所有と結びついた耕地の寄生地主制を基本的に解体させ、林野所有を震撼させたが、これは労働運動の解放などと相まって戦後山村社会の民主化を大きく前進させた。まず国有林では、賃金の中間搾取・遅欠配、食料・衣類など物資不足の中で戦前来の組頭制度に反対して伐出労働者を中心に労働組合の組織化がすすみ、五五年までに全林野労働組合の結成を基盤として、組頭制度にかわって班長制度と直営・直用制度を主要内容とする雇用諸関係の一定の「近代化」が達成された。また造林部面でも、国有林野の利用と出

役条件の改善・民主化の要求が広範に高まり、国有林野法の改正(五一年)を契機として、「恩恵と義務」の関係を基軸とする各種地元施設制度と部落組合は「土地利用の高度化」と「地元生活の福祉」を目的として「近代化」されていった。こうした林野利用と労働諸条件の「近代化」は、民有林の伐出と造林⁽⁶⁾さらに薪炭生産部面においても多かれ少なかれ前進したといつてよい。

しかし、重要なことは農地改革が耕地の解放にとどまり、一部の牧野・未墾地を除いて林野所有には手をふれなかつたことである。このことは山村における民主化を平坦農村に比してはるかに不徹底なものとし、戦前来の半封建的諸関係についても少なくとも民有林の薪炭生産および国有林の造林部面に関するかぎり、基本的に解体されぬままに五五年以降の「高度成長」期に入るのであり、それら諸関係の終焉は「高度成長」下における薪炭生産そのものの解体によってはじめて与えられるのである。この間たしかに、農地改革後一定の高揚を示した自作農を中心に農民的造林が進展したが、しかし他方、昭和戦前期に比して縮小した薪炭生産はとりもなおさず農民的林野利用の後退を示すものに他ならなかつた。

こうして林業・山村は「高度成長」期の起点に立つが、明治以降「日本型エンクロジュア」によって上からの「近代化」をすすめられてきた林野所有の基本構造は、戦後においても変革されず、「日本農民の土地飢饉」⁽⁶⁾が一層激化する中で、植民地林業を失った紙・パルプ産業をはじめとして「全国的な規模において独占資本による(林野の)集中が行われ」⁽⁶⁾はじめており、こうして戦後高度蓄積期の林業・山村は、戦前期と同様、農民的土地所有の封殺の上に、独占資本の支配的ヘゲモニーによって再編されていくのである。

(1) 山崎慎吾『日本林業論』三頁。

- (2) 井上晴丸「農地改革と民主主義革命の形態」(山田盛太郎編『変革期における地代範疇』所収)二六六頁。
- (3) 小川誠「日本資本主義と林業」(『農林統計調査』一九七〇年二月号)七頁。
- (4) 木炭生産の展開については、赤羽武「山村経済の解体と再編―木炭生産の構造とその展開過程から―」を参照。
- (5) 戦後、民有林における労働諸関係の「近代化」については、山岡亮一・山崎武雄編『林業労働の研究』を参照。
- (6) 近藤康男「林野的土地所有と日本農業」(『経済評論』一九五六年一〇月号)一二頁。なお、後者の土地集中については、潮見俊隆編『日本林業と山村社会』二二―二頁以下をも参照。

二 「高度成長」下における国有林経営の「合理化」

対米従属下、独占資本の復活を基軸として復興した日本資本主義は、五〇年代中葉から民間設備投資を起動力として「高度成長」期をむかえるが、この「投資が投資を呼ぶ」資本蓄積過程は原材料の一環である木材需要を激増させた。戦後の用材需要量は、復興材需要を中心にすでに五一年に敗戦前のピークをこえるが、高度蓄積期に入って需要量は建築材・紙パルプ原木を中心に五五年の四五〇〇万立米から六〇年の五七〇〇万立米、七〇年の一億三〇〇万立米へと激増の一途をたどった。

戦後の林業・山村は何よりもまず、この激増する木材需要のための原木供給基盤として再編成されるが、第二次大戦によって植民地林業を失った独占資本は、その成長に必要な木材供給基盤をさしあたり国内既存の森林資源に求める他なく、経団連「新林業政策に関する意見」(五八年)に象徴される独占資本自体の強い要請と大山林地主擁護の体制の下で、まず国有林の増伐に着手した。

昭和二〇年代の国有林経営は、戦時期「軍事的掠奪伐採」の後、四〇年代後半を通じて木材価格統制と新たな

独立採算制の下で独占資本の復興材需要を担い、森林資源の保続と特別会計収支の矛盾の間で慢性的な財政危機におち入っていたが、朝鮮戦争を契機とするアメリカの対日援助見返資金の投入と統制解除後の材価の高騰に助けられて財政の相対的安定を達成していた。「高度成長」期の国有林経営は、こうして五〇年代前半まで独占本位の体制整備を受けた後、五七年の「国有林生産力増強計画」とそれにつづく国有林野経営規程の改正を皮切りに、史上未曾有の大増産体制と「経営合理化運動」を強力に展開する。

高度蓄積下の新たな増伐Ⅱ「合理化」計画は、(一)奥地天然林の開発と拡大造林・短伐期施業の採用による「期待成長量」の増大、およびそれにもとづく標準伐採量の増大(つまり従来森林保続原則の放棄による増伐)、(二)新たな「経営計画区」による経営規模の拡大と大面積一斉皆伐Ⅱ単純一斉造林の採用(つまり従来択伐Ⅱ天然更新を主とする小面積施業の放棄と生産の「合理化」を主内容として「森林生産力の倍増」を目標とするものであり、この実施によって年間伐採量は飛躍的に増大し、集材機・チェーンソーを基軸とする生産過程の機械化・「合理化」はますます進展した。この方向は「国民所得倍増計画」下の「木材増産計画」(六一年)によって一段と強化され、用材年伐量は五五年の一〇〇万立米から六〇年の一五〇〇万立米、六五年の二二〇〇万立米へと倍増し、こうして国有林の現実成長量の二倍近い増伐が強行されたのである。⁷⁾

国有林経営の増伐・「合理化」の体制は、大きな問題をはらみ、激しい矛盾を生みだしつつ展開した。第一に紙・パルプ独占資本をはじめとする木材関連大資本の国有林経営への吸着、国有林経営からの収奪が格段に強まった。木材の増伐は国有林の直営生産事業によってではなく、もっぱら立木販売の形態で展開されたが(国有林全伐採量に占める立木処分量の比率は、六四年には七割にたっした)、紙・パルプ独占資本はこの立木販売市場の基幹

部分を制覇し、随意契約と指名競争入札による「特権的安売り」の体制化を基軸として木材市場を再編した。ことに北海道においては「立木処分のうち、指名、随契による特売処分は八、九割に及ぶが、このうちパルプ材の特売処分は昭和三三年の三五%から四〇年の五〇%と増大して」⁽⁸⁾おり、国有林材の需給・販路・価格は事実上、紙・パルプ各社の協定によって動かされている。紙・パルプ独占資本によるこのような市場の再編過程は、とりもなおさず木材関連中小企業が整理・再編される過程であり、またパルプ原木基盤の広葉樹材への拡大によって薪炭生産農民が国有林野利用から放逐される過程であった。

第二に国家独占資本主義の財政「合理化」による国有林野事業特別会計からの財政的収奪も無視することができない。五八年「生産力増強計画」実施の年、第三八国会における分収造林特別措置法の付帯決議として「国有林はさらに経営の改善につとめるとともにその資金と組織を活用し、民有林の生産力増強に対し積極的に寄与することとされ、以後「林政協力費」として利益余剰金の二分の一を一般会計繰入・森林開発公団等への出資・治山事業などに用いることになったことは、本来一般会計で負担すべき費用をこの会計に転嫁する国家独占資本主義的「合理化」を意味するとともに、「国有林の掠奪のうえにたつて民有林行政、つまり山林地主保護政策を推進する」⁽⁹⁾ものに他ならない。五九年から七〇年までの「林政協力費」は総額五八〇億円余、このような財政的収奪はさきにもた紙・パルプ独占資本による収奪とともに国有林の増伐を一層促進するものであり、また六〇年代後半以降の国有林の「財政危機」の重大な要因をなしている。

第三に国有林の増伐・「合理化」は、右のような収奪・掠奪とらはらに広範な自然の荒廃と環境破壊をもたらした。成長量の二倍におよぶ未曾有の過伐と造林の伸び悩みは必然的に森林資源の荒廃をもたらしたが、この

ことは「安上り林道」の開設を基盤とする大面積一斉皆伐・除草剤散布・「手ぬき造林」など「合理化」施業の展開と相まって自然破壊（奥秩父・日光・屋久島など）・森林生態の破壊・山地水害（羽越水害など）・水質汚染などの自然環境汚染等々、総じて自然と国土の荒廃を促進した。このような自然破壊が六〇年代後半に入って、広範な国民の告発を受けたことはすでに周知のところである。

第四に国有林の増伐・「合理化」は、生産過程では労働者・農民に対する徹底的な搾取の強化と人員整理の過程として進化した。「高度成長」期の国有林経営は、第二次大戦期における戦時労務体制下の一定の「近代化」を前史とし、戦後五五年までの労働者による下からの民主化運動と上からの「近代化」による労使諸関係の「近代化」（組頭制度の解体と班長制度、直営・直用制度の創設）を基礎として、そのかぎり戦前期地主経営の一定の「近代化」を基礎として始動した。しかし、まず重要なことは、増産体制の展開は立木処分を激増させ、それによって国有林材生産の圧倒的部分を民間在来より遅れた、より劣悪な労働諸関係・諸条件に依存したことであり、このかぎり「高度成長」期の国有林経営は国家独占資本主義的寄生性を大きく強めたものといわねばならない。

直営事業における「合理化」は、林道開設を基盤とし、常用・定期作業員を基幹労働力として、伐出過程ではチェンソー・大型集材機の導入など、育林過程では刈払機・除草剤の導入など、大面積一斉皆伐Ⅱ一斉造林を基礎とする生産過程の機械化・省力化・システム化として、生産の様相を一変させつつ急激に展開された。同時に目標管理など管理組織が「合理化」され、班長制度の再編と研修制度など労務管理の強化、功程管理の厳密化が推進され、こうして労働「生産性」を急速に上昇させつつ、労働の強度をいちじるしく高め、出来高賃金制下で

低賃金水準を固定化し、「振動障害」(白ろう病)・動力運転災害などを激発させ、森林と自然を広範に破壊しつつ、労働者の配置転換と大量の人員整理が強行された。国有林野事業に従事する作業員は伐出・育林両面合わせて、六〇年の延二三〇〇万人余から七〇年の一〇〇〇万人余へと、月雇・日雇作業員を中心に約六割が整理されている。直営事業の「合理化」は、このような形で雇用の「通年化・安定化」など労使関係の「近代化」を推進しつつ、作業員の圧倒的部分を占める大量の労働者・農民を整理し、造林作業請負や各種の山村日雇への転落と都市への出稼ぎ・離村を促進した。七一年の国有林野事業作業員総数七万七千人余、うち常用作業員二一%、定期作業員は二五%であり、現在なお作業員の過半数は臨時作業員である。

国有林経営の「合理化」は、他方では、旧来の部落組合など低賃金基盤の新たな再編成をともないつつ、機械化が困難な造林事業の請負化として展開した。戦前からの部落組合は、戦後における一定の「近代化」の後、五〇年代後半からの薪炭生産の全面的崩壊の過程で薪炭生産組織 \parallel 半封建的国有林野利用組織としては解体していくが、六〇年以降本格化した造林事業の請負化は、さきにみた直営事業から排出された地元農民・山村労働者と薪炭生産の崩壊によって新たに析出されてくる農民の労働力とを、主として部落組合の作業請負組織としての再編成を通じて再組織しつつ展開した。現在、造林事業の請負化は総事業量の五〇〜六〇%にのぼっているが、ここでは旧い部落諸関係と最低の賃金水準、社会保障の欠除を基盤として農民の裸の労働力の長時間労働が未だ支配的であり、作業請負代金の徹底的な節減による「手ぬぎ施業」が一般化し、ここでも森林の荒廃が目立たない形で進行している。⁽¹⁰⁾

「高度成長」下の国有林経営は、こうして紙・パルプをはじめとする独占資本のために低材価による原木の大

量供給を行ない、大山林地主を擁護しつつ、他面では労働強化・低賃金・労働災害・配置転換・人員整理など労働者を窮乏化させ、国有林野利用から農民を締め出し、新たな低賃金基盤として再編し、中小木材業者の経営を圧迫し、森林資源を広範に荒廃させつつ展開した。国有林経営は、この過程を通じてほぼ六〇年代中葉までに戦前来の地主経営の資本主義化を達成した。しかし、この過程は薪炭生産の崩壊にともなう部落組合の解体と再編、労働者・農民の大量の人員整理と新たな低賃金基盤の再編、立木処分増大による民間のより遅れた労働諸関係への依存の増大を広範にとまないつつ推進されたものであり、国家独占資本主義的林野経営のまさに国家独占資本主義的寄生性を大きく強めた過程に他ならない。

林野庁を頂点とし、全国一四営林局、三五〇営林署、定員内職員約三万九千人、作業員七万七千人、特別会計制度の下で運営されている国有林野事業経営は、六〇年代中葉以降「財政危機」に直面し、中央森林審議会の「国有林野事業の役割りと経営のあり方に関する答申」(六五年)以降、経営部門の「公社」化、さらには民営化が独占資本の新たな方針として諸施策の大きな底流となっている。しかし、そのような方向はどのような形態にしろ、新たな経営「合理化」を必然化し、右にみたような諸矛盾を一層拡大し、新たな「危機」を一層激化させるのみである。

(7) 鷲尾良司「国有林野論——戦後国有林野経営の展開過程——」(塩谷勉・黒田迪夫編『林業の展開と山村経済』所収)二六八頁の付図を参照。

(8) 有永明人・石井寛「国有林経営をめぐる二つの道」(『農林統計調査』一九七〇年二月号)二二頁。

(9) 森巖夫「戦後における国有林野経営の展開構造」(斉藤晴造・菅野俊作編著『資本主義の農業問題』所収)二五七頁。

(10) 拙稿「林業労働の現段階」(『林業経済』一九七一年七月号)を参照。

三 「高度成長」下における民有林業の解体と再編

戦後日本資本主義の高度蓄積は五〇年代中葉以降、重化学工業を基軸として太平洋ベルト地帯を中心に生産の集積・集中を行なったが、この過程はとりもなおさず農・漁業および林業が、わけても民有林業が広範に停滞し、解体する過程であった。この民有林業の停滞・解体の第一段階は五〇年代中葉以降の「燃料革命」による薪炭生産の崩壊であり、第二段階は六〇年代初頭以降のわが国木材供給基盤の外材への依存政策による用材林業の衰退であり、こうして林業・山村は大きく衰退していく。六〇年代中葉にはじまる「高度成長」政策の一環としての「基本法」林政は、このような林業・山村に対する国家独占資本主義的再編成であり、個別経営の衰退を基盤として新たな生産組織としての森林組合が登場し、これを基軸として民有林業の再編が推進されていく。

(1) 薪炭生産の崩壊と外材体制への移行による国内林業の衰退

対米従属下の「高度成長」は、その原燃料の石油への急激な転換を基礎として展開し、その「燃料革命」によって石炭産業をスクラップ化したのが、同時にそれは林業・山村においては戦前来の農民的薪炭生産を急激に解体させた。五〇年代中葉以降、プロパンガス・灯油などをはじめとする新たな熱エネルギー源の出現と普及は薪炭需要の大宗であった家庭用燃料においても「燃料革命」をおしすすめ、山村農民は最大の現金収入源である薪炭生産の販路を奪われていく。加えて戦後大きく発展してきた紙・パルプ産業は技術革新によってパルプ原木の

針葉樹から広葉樹への転換を開始しており、さらに拡大造林の進展による里山薪炭林の人工林化も加わって、農民的薪炭生産は販路と原木基盤の双方から狭撃されてほぼ五五年を境として大きく崩壊する。

戦前期の林業なかならず民有林業の大宗をなした薪炭生産はこうして崩壊し、「従来生産地である山村から消費地の大都市へとつながっていた木炭の流通経路は、今度は逆に、大都市の独占資本の燃料を農山村市場におくりこむ流通経路に転化し、山村の零細な生産者を零落せしめながら、彼らを独占資本の商品の消費者に転化させ」⁽¹¹⁾たが、この過程は何よりもまず農民が旧来の林野利用から切り離される過程に他ならなかった。いま国有林・民有林を合わせた薪炭林の伐採材積とその総伐採材積に占める比重の推移をみると、戦前期三五年の三九〇〇万立米(六八%)から戦後五年には三二〇〇万立米(四一%)へと用材生産の進展によってその比重を減じているが、その後は六〇年の一七〇〇万立米(二三%)、六五年の一〇〇〇万立米(一三%)へと絶対的にも相対的にも激減している。この過程は、国有林の半封建的土地利用組織としての部落組合の解体過程であるとともに、戦前来の寄生地主制下の「隷農的自営製炭者」の全面的解体過程であるが、これはとりもなおさず薪炭生産農民の戦前来の林野利用からの放逐過程に他ならず、こうして彼らは土建日雇・林業日雇・都市土建業への出稼へと分解していく。半封建的生産構造の解体は、農業にあっては農地改革後の農業生産力の一定の発展を含めて農民的土地利用の前進をもたらしたが、林業にあってはそのまま農民的土地利用の絶対的後退であり、山村農民の構造的な「土地飢饉」を一層激化させつつ農民的存立そのものを解体させたのである。

薪炭生産の崩壊は、こうして山村農民の労働力流動化の最初の動因となるが、六〇年代に入るとさらに山村農民の零細農業が商品化の波に洗われ、貿易自由化によるアメリカ余剰農産物の輸入増大とも関連して麦・豆など

商品畑作物が衰退させられ、いも・雑穀など自給的畑作物も駆逐されて、山村農民の経営は解体の度を深め、農民の労働力は一層流動化する。六〇年の林家数は約二七一万戸、その九一％は林地規模五ヘクタール未満であり、そのほとんどが農民であり、また農・山村労働者であるが、この農民層の労働力の流動化と都市への流出、山村の「過疎化」がその後大きく進行する。

林業・山村の解体は、六〇年代初頭以降の外材輸入にともなう用材林業の衰退によって一段と促進された。「国民所得倍增計画」にはじまる「高度成長」政策は、経済の重化学工業化と独占強化さらに軍事化をめざす新たな産業体制の整備を目標とし、つぎのような諸政策、(一)鉄鋼・自動車・石油化学など重化学工業を中心とする太平洋ベルト地帯へのコンビナート建設と全国的規模での港湾・自動車道路網の整備、(二)労働力流動化政策による都市への人口集中と独占への労働力集中、(三)中小企業・農林漁業など非独占部門の「構造改善」―構造政策をともなっていたが、この政策は林業・山村にかかわっては、何よりもまず外材輸入政策として展開された。農業の「基本対策」が農地改革後一〇年を経て米の自給体制がほぼ確立したとして、食糧増産政策からの転換を志向したのに対して、林業では五〇年代を通じてのパルプ用材をはじめとする木材需要の激増と材価の高騰は六〇年代初頭に一極点にたっしていた。

こうして「木材価格安定緊急対策」(六一一年)を契機として独占資本の木材政策は、国内の木材増産政策と外材依存政策に二元化し、政府は「港湾整備緊急措置法」(六一一年)にもとづく大規模な公共投資によって港湾・臨海木材工業団地・木材流通団地を開発整備しつつ、商社による外材の大量輸入を促進した。以来十年、日商岩井・丸紅飯田・三井物産・三菱商事など大手総合商社による輸入競争は激烈をきわめ、アメリカ・インドネシアか

らの輸入を中心に輸入量は六〇年の七七〇万立米から七〇年の五六八〇万立米へと七倍以上に激増した。現在、外材輸入額は石油について第二位を占め、木材の輸入依存度は六〇年の一一%から七〇年の五四%へと著増し、その輸入量は世界の丸太輸入総量の半ば近くにたつしている。この過程で大手総合商社は、国内的には六〇にのぼる臨海木材工業団地、木材流通団地の造成を基盤として製材工場・合板工場・木材業者を系列化し、国内市場の再編と価格支配をすすめる一方、最近では紙・パルプ資本とともに東南アジアを中心に「開発輸入」をおしすすめている。

六〇年代を通じて急展開する原木基盤の外材への依存政策は、当然、国内林業に激甚な打撃を与えた。まず総合商社による臨海工業地帯における製材工場の系列化を基軸とする木材市場の再編と流通支配は、内陸部山村における国産材専門の零細素材業者（大部分は農民の兼業）・零細製材工場の半数近くを没落させた。それとともに民有林の伐採材積が六〇年の五五〇〇万立米から七〇年の四五〇〇万立米へと二〇%減少し、人工造林面積も公団・公社造林の拡大にもかかわらず六〇年の三二万ヘクタールから七〇年の二七万ヘクタールへと一五%減少し、さらに間伐や保育の放棄がすすみ、ことに六〇年代後半以降農・漁業と異なって林業では生産水準の絶対的減退が大きく進行した。

この中で山村農民および林家の経営は大きく分解した。まず林地規模五ヘクタール未満の零細林家層は、六〇年の二四五万戸から七〇年の二二七万戸（総林家数の八九%）へと七%減少した。この層は五〇年代後半から若年労働力は都市に流出し、世帯主は土木・林業・都市建設業への出稼などへと流動化を深めてきたが、「総合農政」下七〇年からの稲作減反はこの傾向をさらに促進している。林地規模五〜二〇ヘクタールの小規模林家層は六〇

七〇年に一二％増加して現在二四万戸(総林家数の一〇％)であるが、この層も広範に分解し賃労働者化している。この層は、五〇年代を通じて戦後人工造林発展の中核的担い手として前進し、「林業の基本問題と基本対策」(六〇年)でも「家族経営的林業」の担い手としてその育成が提唱されたが、六〇年代を通じてその地位から決定的に転落し、分解基軸はいまや二〇〇〇ヘクタールの中規模林家層へと上昇した。こうして、ごく少数の大林所有者・中規模山林所有者を除いて、林家の九八％までがその経営と生活を不安定化し、その労働力はさらに流動化している。

「高度成長」政策下六〇年代の山村は、こうして東日本では主として出稼の形で、西日本では挙家離村の形で総じて「過疎」化し(山村)(山村振興法という山村で、一三三三新市町村に含まれる)の人口は六〇年の八三五万人から七〇年の六五六万人へと二一％減少している)、林業・農業経営の分解のみならず、「農地の荒廃・学校統廃合、バス路線の休廃止、老人世帯の増大とその受救貧民化、医療・保健機関の機能低下(医師不足など)、地方自治体財政の悪化、など数えきれぬほどの問題⁽¹³⁾」と貧困を蓄積しつつ大きく変貌した。

(2) 基本法林政の展開と林業構造の再編

「高度成長」下の木材・林業政策は、まず第一に国有林の木材増産・「合理化」政策であり、第二に外材への依存政策であったが、第三には六四年以降の民有林を包括した「基本法」林政の実施をその内容として展開した。

これら「高度成長」下の木材・林業政策のねらいとするところは、六〇年代後半以降の「基本法」段階にそく

していえば、第一に木材を低価格で大量に供給させることであり、そのための生産構造の整備を直接的な目標としていた。すでに国有林においては「生産力増強計画」(五七年)を皮切りに、外材については「木材価格安定緊急対策」(六一年)を契機として低材価・大量供給の体制(基盤整備と生産の「合理化」)が展開されていたが、「林業基本法」はこれを民有林を基盤としてわが国林業の全構造を包括するものとして展開しようとするものであり、その直接的な目標を主として「林業構造の改善」においていた。

第二は、「安上り林政」つまり財政支出の「合理化・効率化」がそのねらいであり、この点は何よりもまず木材増産にもなる財政支出の膨張阻止と支出の重点主義に示されていた。「高度成長」政策は終始一貫して、重化学工業化のための生産基盤整備を中心に公共投資・地域開発・防衛・海外協力等への国家予算の重点的配分を推進し、農林漁業・中小企業に対しては「安上り」を要求してきたが、事実、林業についても、一般会計予算とそのうちの林業関係予算の六一年を一〇〇とした六五年、七〇年の指数をみると、前者の一八〇、三九八に対して、後者は一六六、三六二と相対的に縮減されている。そして林業関係予算の内容変化の特徴は、林業構造改善事業費の増大(六五年の三%から七〇年の八%へ)と造林事業費(造林補助金)の激減(六〇年二四%、六五年一七%、七〇年一三%)であり、そして前者が後に詳述するように、その政策対象として零細林家は勿論のこと「答申」段階の「家族経営的林業」をすら対象とせず、その目標を森林組合の育成に限定しているとすれば、後者は六〇年代における私的造林の減退と公的造林の前進をふまえつつ、その意義を「高度成長」下の農林関係予算における基本的な政策志向(補助金政策から構造政策への転換、あるいは「補助金から融資へ」の転換¹⁴)の中で把握すべきであろう。

第三は、重化学工業化のための低賃金労働力の大量供給であろう。周知のように戦後日本の高度蓄積は重化学工業を基軸とし、対米従属的技術革新にもとづく巨大な設備投資の展開を農林漁業・中小企業から析出した低廉かつ大量の労働力と結びつけることによって実現したが、すでに「所得倍増計画」は「労働力不足化」を予想し、「労働力の産業間移動の促進と低所得層の解消」および「農林漁業の近代化」、「中小企業の近代化」をうちだしていた。そしてこれら「労働力流動化」政策はその後、一方では職業安定法・失対法改定(六三年)、「労働市場センター」(六四年)の設置等による軽工業からの過剰人口の創出・再配置から、「失対打切り」法案(七一年)による主婦を含む中高年齢者の「活用」にいたる諸施策として実施され、他方では農業基本法(六一年)、中小企業基本法(六三年)、そして林業基本法(六四年)として実現した。⁽¹⁵⁾

六〇年代後半以降の基本法林政は、右のようなねらいの下にうちだされた国内林政の軸をなすものであり、その直接の目標を主として民有林業の「構造改善」においていた。林業構造改善事業は、こうして六五―七三年に全国九八六市町村(追加事業二三〇市町村を含む)で実施され、現に実施中である(さらに、七二年度から第二次林構事業が一〇年間に一〇〇〇地域を事業対象とする計画で発足している)。その内容は一地域当り事業費七〇〇〇万円(負担割合は、おおむね国庫補助五割、府県一―二割、市町村一―二割、自己負担約二割)、指定後三年間で地域内林業の経営基盤の充実・生産基盤の整備・資本装備の高度化等を行なうものである(第二次林構事業では一地域平均事業費一億八〇〇〇万円、事業期間は四九年)。しかし問題は、事業費の絶対額の問題は別として、何よりも事業費の構成にある。というのは、生産基盤の整備すなわち林道の開設費が事業費総額の六割を占め、集材機・チェーンソー・刈払機など森林組合を事業主体とする資本装備高度化の事業費が二割五分であり、これに対して入会林野の近代

化・分収造林の促進・林地の集団化・国有林野の活用など個別経営の「経営基盤の充実」にかかわる事業費の割合がわずかに二%前後にすぎないからである。

かえりみて六〇年の農林漁業基本問題調査会の答申「林業の基本問題と基本対策」にあつては、国有林・民有林とも「現有資源の積極的な開発利用と伐採の促進をはかる」としつつ、基本問題の所以を「土地所有と資本と労働の結合の不適正、不均等と、その結果としての生産性の低さ及び所得分配構造の跛行性」という構造的特質に求め、大林野所有の「財産保持的ないし地代取得的性格」を「批判」しつつ、構造政策の目標を「農家による合理的な家族経営的林業」の育成にしていた。このように、答申が「家族経営的林業」（林地規模五二〇ヘクタール）の育成を目標とするかぎり、その基本的性格は二七〇万農林家の九割をこえる零細層（五ヘクタール以下層）を「切り捨て」る「一割林政」に他ならなかつたが、しかし一面では、大林野所有を「批判」しつつ「家族経営的林業」を提唱するかぎり、改革後農政の基調であつた自作農主義に未だ立脚してゐたといつてよい。そして「林業基本法」においても、この政策理念は大山林所有者層のまき返しによって大きく後退したとはいへ、かくも「小規模林業経営の規模の拡大」として維持された。

しかし基本法林政の実施段階においては、さきにもたように林道開発を基盤として、資本装備を森林組合に集中させ、「森林組合等による森林の施業」が大きく前進する。ここにみられるのは、「小規模林業経営の規模の拡大」という基本法の本来的目標の放棄であり、「家族経営的林業」の広範な解体を背景に、これにかわつて、というより既存の私的林业経営体にかわつて生産事業体としての森林組合を上から政策的に育成し、その掌握・管理を基軸として林业生産を「合理化」し、林业構造を再編しようとする国家独占資本主義の政策志向に他なら

ない。

林業構造改善事業の諸階級に対する影響を端的にいえば、(一)大山林所有者(一〇〇ヘクタール以上)および一部の中規模山林所有者(五〇〜一〇〇ヘクタール)には林道開設にもとづく立木価格・地代の上昇効果を集中するとともに、労働力を自ら雇用し常用化する必要なく、事業を森林組合に委託することによって零細農民の労働力を任意に利用させ、(二)大部分の中規模林家(二〇〜五〇ヘクタール)には右の効果を相対的にわずかしか与えず、その経営を「家族経営」分解の経済的必然性に委ね、(三)小規模・零細林家(二〇ヘクタール以下)にはその労働力をしたがって土地を流動化しつつ、一部の労働力を森林組合に再組織し、(四)森林組合には資本装備を集中して、分解し流動化する小規模・零細林家の労働力を「労務班」に組織させ、大・中山林所有者の造林事業と中小素材生産者の伐出事業を吸収しつつ、その「協業」を通じて独自の生産資本として発展させる、ということになろう。

ここにもられるのは、「土地所有と資本と労働の結合」の明確な分解・流動化とその国家独占資本主義的再編成に他ならず、その過程における林道の開発整備(それは「高度成長」政策の下で、港湾・工業用地・道路をはじめとして巨大な規模で蓄積されてきた「社会資本」の最末端を形成している)の展開は、他方における公的造林(公団・公社造林)の展開と合わせて、森林と山村に対する国家的集中管理の領域を一層拡大する。

基本法林政は六〇年代後半以降、つぎの三つの側面において具体的施策として展開した。第一は、いうまでもなく森林組合を基盤とする林業生産構造の再編成 \parallel 構造政策であり、林業協業促進対策事業(六二年)、森林組合併助成法(六三年)をさきがけとし、林業構造改善事業(六四年)を中心に、団地造林事業(六七七年)、里山再開発事業(七〇年)、林業労働者通年就労促進対策・林業労働力流動化対策(七〇年)等として展開した。第二は、この

構造政策を補完する施策であり、入会林野近代化法（六六年）、国有林野活用法（七一年）、内陸製材業振興対策事業（七一年）等として実施された。第三は、主として林業・農業が行なわれるべき山村の生産・生活基盤に対する基盤整備策であり、道路・農道・林道など産業基盤の整備を中心に山村振興法（六五年）、過疎地域対策緊急措置法（七〇年）等が実施されてきた。

基本法林政は、こうして六〇年代中葉以降「高度成長」政策の一環としてその内実を展開し、小規模・零細林家、中小農民の広範な落層・分解と林業生産の停滞、山村の「過疎」化の中で大・中山林所有者の利益を優先させつつ「社会資本」の最末端を担う林道・山村道路を一層奥地まで延長し、それによって資本の山村農民掌握と農民層分解、都市への流出を一層促進し、他方、森林組合に資本・資本装備を集中し、それを楨杆として分解し、賃労働者化する農民の労働力を森林組合の下に再組織し、それによって大・中山林所有者の森林を中心に林業生産の「協業」化を推進し、小規模・零細林家、農民の零細土地所有を流動化しつつ総じて国家独占資本主義的林業・森林・山村に対する管理・支配を促進し、もって「高度成長」政策の林業・山村に対する要請——「安上り林政」による低材価・大量供給と山村労働力さらに土地の流動化——に依ってきた。

(3) 森林組合事業の展開と「労務班」の形成

五一年改正森林法によって再出発した戦後森林組合は、全森連の指導の下「森林組合振興三カ年計画」（五八・六〇年）の実施を皮切りに林業生産における新たな生産事業体として台頭し、基本法林政下「森林組合拡充強化五カ年計画」、「協業体制確立運動」の展開を通じて大きく発展した。この過程における組合事業展開の特徴は、

当初の造林補助金取扱・苗木などの購買・木材の販売事業から林産・加工事業へ、さらに森林造成事業へと林業の流通過程から全生産過程の掌握へと展開してきたことであり、ことに林業の基本的生産過程を把握するものとしての森林造成事業は六〇年代初頭以降大きく発展し、いまや林産事業とともに森林組合の基幹事業となっている。その事業量は七一年現在、公有林・国有林からの受託も含めて、新植七・六万ヘクタール、保育三五万ヘクタール、その新植事業量は民有林総造林面積二五・六万ヘクタールの三〇%にたっている。

森林組合の生産事業がこのように発展してきたのは、一方では外材体制下、木材市場条件の悪化の中で造林意欲を失い、また山村の過疎化の中で戦前来の低賃金労務組織を失って地主化(長伐期化と造林放棄)しつつある大・中山林所有者から事業を受託し、他方では薪炭生産や国有林野事業から排出されてくる「過剰労働力」を中心に、分解しつつある山村農民の中老年労働力を新たな低賃金労働組織である「労務班」に調達・再組織し、この両者の「協業」体制を推進しつつ、「国民経済的要請」である「安上り」の林業生産をその全国組織をあげて展開してきたからに他ならない。基本法林政が「小規模林業経営の規模の拡大」という本来あるべき政策目標を放棄して、その施策を森林組合に集中してきた所以はまさにこの点にある。そして森林組合事業の右のような発展は、たんに山村農民の労働力を土地から分離し賃労働者化するだけでなく、大・中山林所有者からその資本機能の経営機能を吸収・包摂することによってこれを地主化し、また、たんなる資本所有者に転化することを必然化する。森林組合における長期経営受託の形成(七一年現在の契約面積六・三万ヘクタール)は、その方向を示唆するものである。

全森連・県森連の系統の下、ほぼ市町村を単位として組織されている単位森林組合(施設組合)はその数二四六

三、組合員数約一八〇万人——現段階の森林組合は、いうまでもなく基本法林政の担い手として政策的助成によって育成されたものであり、また本来、国家独占資本主義の民有林「行政代行機関」であり、また一面では木材の販売や林業用資材・資金の取扱機関として林業関連独占資本による林業・山村諸階層収奪のパイプとしての性格もそなえている。しかし、現段階の森林組合は、民有林における最大の生産事業体として、全国的に組織された「私的林業資本の集積・集中と国家的公的資本の結合体」として、林業・山村における生産と流通を全国的規模で組織し、管理し、計画化しうる唯一の組織体となっており、その故に国家独占資本主義的林業・山村に対する全構造的再編成とその集中的管理・支配に最も適合しているということ、現段階の森林組合の基本的特質はこの点にあるといわねばならない。

森林組合の生産事業体としての右のような発展をささえ担ってきたもの、それは「森林組合労務班」であり、施設組合二四六三の六一％がこれを組織しており、班員数は約六万三千人、その組織は国有林、民間大手林業会社のそれとらんでわが国林業労働の三大組織の一つとなっている。そして、この労務班の形成と展開こそは六〇年代における森林組合発展の最も重要な側面であり、現段階の農協・漁協とは異なる森林組合の最大の特徴をなすものである。

森林組合労務班は、各単位森組が地域内の自らの組合員をはじめとする山林所有者から委託を受けて森林造成・林産事業などを行なうために地域の労働力を専属的に雇用して組織した作業集団である。この場合、注目すべきは森林組合に雇用されている労務班員自身もまた森組の組合員であることであり、森林組合事業の発展、労務班の発展を林業における「協業」の発展と一般に理解される所以もこの点にある。しかし、林業における「協

業」の実体は現段階では、森林組合が組合員の八割にもおよぶ零細林家や没落しつつある小規模林家層の労働力を組織して、組合員の5%にも満たない大・中山林所有者や不在地主の事業をそれらにかわって行なうというこゝとに他ならず、農業における集団栽培など小生産者の「協業」とはその性格を異にする。

森林組合労働班員の労働者としての現状は、未だ就労の季節性をまぬかれず、失業保険・健康保険などの社会保障は皆無に等しく、賃金条件を含めてその労働条件はわが国労働者階級の中で劣位の条件におかれている国有林労働者の約半分の水準にすぎない。森林組合が私有林のみでなく国有林や公団・公社造林の事業下請機関として発展しつつある基本的要因はまさにこの点にある。

森林組合労働班は、六〇年代を通じて政策的に育成されたものであるが、その前史は第二次大戦期、国家総動員計画下の労働報国会の末端につながる林業報国隊にもとめられる。当時も林業は労働員計画における「重点産業」ではなく、それだけに労働不足は深刻であったが、その中で木材供出を完遂し「林業翼賛」を推進するべく案出されたものが林業報国隊に他ならない。このことは「高度成長」期、国家独占資本主義の労働力流動化政策の末端領域に位置する森林組合労働班の現状を把握する上で一つの示唆を与えるものである。⁽¹⁶⁾

(11) 森井淳吉「山村における経済変貌と農民層分解」(井野・暉峻・重富編『国家独占資本主義と農業・下巻』所収)五〇七頁。

(12) 例えば池上惇「日本の国家独占資本主義——安保体制の経済的基礎——」(一九六八年)第四章を参照。

(13) 前掲書(注(11))五一五頁。

(14) 例えば、今村奈良臣「基本法農政の財政金融政策」(阪本楠彦編集『基本法農政の展開』第一部Ⅲ)を参照。

(15) 加藤佑治「新経済社会発展計画」と労働力政策の現段階」(『経済』七一年八月)を参照。

(16) 拙稿「森林組合労務班の現状と当面する諸問題」(『林業経済』No.三〇一号——一九七三年林業経済研究会シンポジウム「日本林業と森林組合問題」特集号) 参照。

四 七〇年代林業・山村問題の基本構造——むすび——

「国民所得倍增計画」にはじまる六〇年代「高度成長」政策が都市には過密と公害を、他方山村には過疎と貧困を蓄積しつつ、さまざまな矛盾の激発の中で明白に破綻した今日、『日本列島改造論』の具体化として国土総合開発法案が登場し、山村の土地・森林・水・空気、つまり山村の自然があらためて脚光をあびている。

戦後日本の高度蓄積は社会資本投資による産業基盤と生活基盤の不断の再編成を楨杆として推進されたが、五〇年代における開発方式の特徴は電源開発・多目的ダムの建設など河川開発が主流であり、これによって山村は戦後最初の受難をこうむった。⁽¹⁷⁾これに対して六〇年代「高度成長」期は、既成の四大工業地域を結ぶ太平洋ベルト地帯を中心に臨海コンビナートなど重化学工業化のための「拠点開発」、「地域開発」が推進され開発地域の農地・漁場・水が流動化されてきた。そして六〇年代後半以降、山村における過疎の対極として公害など都市問題が激発する中で「新全国総合開発計画」(六九年)が策定される。この計画は八五年の日本をフレイルム・ワークにおき「国民の活動の基礎をなす国土の総合的な開発の方向を示すもの」として、すでに森林と山村をその射程に入れているが、これをひきついで『改造論』が「過密と過疎の同時解決」を図るものとして登場したことは、すでに周知のところである。

このような中で七一年に、「新しい山村対策を求めて」(山村振興対策審議会調査研究部会)と「二一世紀グリー

ン・プランへの構え——新しい森林政策確立への提言——」(経済同友会)が相ついで出されたが、ともに新全線の路線に立つその内容は、国総法下七〇年代の林業と山村を大きく規定すべきものを含んでいる。

このうち前者は山村を対象とし、後者は森林に焦点をおいているが(これらはともに、国総法案の森林地域・自然保全地域・自然公園地域に包括される)、両者に共通する特徴点の第一は、森林・山村を社会資本の一環として位置づけ、これを全面的に再開発し再編成しようとする独占資本の新たな方向づけにある。まず後者は「森林の造成は社会資本充実の一環」であるとして「従来の森林政策の理念である木材採取を主とする『フロー重視主義』から蓄積を重視する『ストック重視主義』への政策理念の転換」を宣言し、「よりよい森林をつくることを目指して森林を伐ること、が最良の方途」であると「提言」し、そして前者は「水資源のかん養、国土保全という山村の役割はこれからますます重要であるが、そのためには、森林、土地、水などの開発により国土資源の有効利用をはかる必要がある」と「対策」をうちだしている。ここにみられるのは、六〇年代のように森林・山村をたんに木材の供給基盤として把握するだけでなく、「高密度社会の形成」にともなう「大気や水の浄化、騒音の防止、都市気温の調節……など自然の環境資源」、「生活用水、工業・電力用水など……水源の涵養」、観光・レクリエーション基盤など、要するに山村の全資源を「超高度成長」に不可欠の新たな蓄積基盤として全面的に再開発し、「山村地域の経済社会構造を抜本的に再編成」し、これを全面的に掌握・管理しようとする独占資本の新たな政策志向に他ならない。

第二は、七〇年代巨大開発——巨大コンビナート・巨大工業基地・中枢管理機能を集中した巨大都市・大規模食糧基地・大規模観光基地などの全国的配置と、これらを結ぶ大規模港湾・新幹線・高速自動車道路網・マイ

クロウエーブ網など大型交通・通信ネットワークの全国的開発と敷設——に対応した大規模森林圏開発と山村地域の「種別化」⁽¹⁸⁾である。この点、「提言」は「都道府県単位で策定されている森林計画を改め、たとえば一つの水系を計画の単位とするがごとき、より広域的観点からの森林計画の策定」が必要であるとし、「対策」は「山村、都市一体的開発」の下で山村を近郊型・農業主体型・林業主体型・農林漁混合型・国民休養主体型・保全型に「種別化」している。すでにその一環として「大規模林業圏開発」計画(全国七山地、一七道県におよぶ)は発足し、北上山地・中国山地・四国西南山地では七三年度から大規模な林道開発を中心に事業が開始されているが、ともあれ七〇年代の大規模森林圏開発と山村地域の種別化は、六〇年代以上に森林の大規模な破壊をもたらすだけでなく、山村の自治体行財政、山村住民の環境・居住地・文化・福祉・教育など、およそ山村住民の全生活に対する資本の収奪・再編成と国家独占資本主義的支配およびその集中的管理を必然化するであろう。

第三は、右の過程で行なわれるべき林業・山村に対する国家独占資本主義の新たな「合理化」である。まず国有林については、現行組織の「行政体」^{II}「森林庁」と「事業経営体」^{II}「民営化(六五年の中央森林審議会答申の「公社」より「より民営に近い」^{II}「公法人」形態への移行)とへの行政と経営の分離が、そして民有林については「広域森林施業受託体の確立」と「森林組合の抜本的な改組・強化など経営組織化対策」が「提言」されている。また「対策」は民有林について、「森林組合への施業ないし経営委託」と「公的機関等による分収造林の推進」、および「労働力の組織化、広域的雇用調整」をうちだしている。これらはその後、林政審議会答申「国有林野事業の改善について」(七二年)と国総法案の関連法案である「森林法及び森林組合併助成法改正案」(七三年)に具体化され、すでに国有林では広範な森林施業の「粗放化」と大規模な機構縮小(一四営林局・三五〇営林署を七営林

局・八〇営林署に)・請負強化による事業所統廃合、大規模な人員整理(定員内職員を含めて約二分の一に)などが一〇カ年計画で実施の途についており、森林組合の大型合併もすでに全国各地で先行している(施設組合約二、五〇〇を最終的にはほぼ三〇〇組合に統合するといわれている)。

このような中で第四に、零細土地の流動化が、山村農民からの全面的な土地収奪が本格化しようとしている。すでに六〇年代後半から私鉄・商社・不動産・観光などおおよそありとあらゆる資本が山村に殺到しているが、この中で「提言」は「森林破壊現象」の一つとして、「畜産振興という名の……徒な森林原野の牧草地化」をあげる一方、「民有林の零細性の克服を軸とし、それぞれの財産形成を尊重しながら所有と経営の分離を促進することが基本」とし、さらに「森林の造成に係る代執行、買取り請求権の付与」を主張している。また「対策」も「経営規模の零細性、労働力の流出等に対処して経営構造の改善をはかるため、森林組合への施業ないし経営委託」などから、さらに「転出等に伴って不要化した土地に対し、市町村等公共機関による先行取得」の必要を主張している。六〇年代を通じて独占資本は、労働力流動化政策によって山村農民の労働力を土地経営から流動化してきたが、これが一段階を画したいま総じて「公共性」の名の下に、これら農民の零細土地に対する私的・公的・国家的占有と収奪、つまり全面的な土地流動化政策を開始しているのである。六〇年代を通じて山村深く張りめぐらされ、さらにいま大規模に開発されつつある大小・各種の道路⇨膨大な社会資本の蓄積は、土地流動化のための横杆であり、また新たな経営のための基盤に他ならない。

こうして国家独占資本主義の林業・山村政策は、六〇年代の木材と労働力の流動化政策から土地と自然の流動化政策へと大きく旋回しつつあるが、このような政策の展開は必然的に零細農民を中心とし、小規模林家層さら

には中規模林家層をも含む圧倒的多数の山村農民との矛盾・対抗関係を発展させざるをえない。戦後五〇年代前半までは、林業・山村問題は未だ土地問題をめぐる地主対農民の対抗関係を基軸として展開していた。木材増伐・「合理化」体制が展開された六〇年代においては、それは土地問題をつねに底流としつつ、林業・山村の各局面で資本と賃労働の対抗関係が基軸となって大きく展開した。そして七〇年代においては、国有林経営と森林組合を基軸として労資の対抗関係が一層激化していく中で、再び土地問題が大きく前面に登場する⁽²⁰⁾。しかしそれは、七〇年代林業・山村の再編成が全構造的であるだけに、五〇年代中葉までの地主と薪炭生産農民との対抗関係のように地域的かつ分散的なものとどまらず、全国的な規模で広範な山村農民層をまきこむであろう。こうして七〇年代の林業・山村問題は、土地問題と労働問題をめぐって、独占資本・国家独占資本主義と圧倒的多数の山村労働農民との全構造的な対抗関係として展開するのである。

(17) 開発時期は六〇年代中葉でややずれるが、例えば山岸清隆「過疎問題とダム建設——福井県大野郡和泉村の例より——」上・下(『林業経済』No.二八〇・二八一)を参照。

(18) 池上惇「戦後日本国家独占資本主義の資本蓄積機構——「公共投資」の展開を中心として——」(岡倉他編集『講座・現代日本資本主義・2経済』所収)を参照。

(19) 例えば、橋本玲子「さいきん山村でおこっていること——日本国独資の強蓄積行程との関連において——」(『林業経済』No.二六九)を参照。

(20) この問題に関わる農民的土地所有・利用の現状については、野口俊邦「農民的林野所有・利用の現段階——今日における土地問題の一環として——」(『林業経済』No.二七九)が一つの概観を与えている。

〔付記〕 本稿は、国土問題研究会のシンポジウム「日本列島改造論と今日の過疎問題」における拙論「過疎下の林業・山村問題」(『国土問題』No.八八七三年三月/所収)を一つの骨子として、表記の課題の下に新たな展開を試みたものである。